

「美濃路地域住まい・まちづくり推進協議会」

経過報告

平成十年九月に設立された協議会も一年を過ぎ前回成果を残す事が出来ました。平成十一年度へと事業が続く訳ですが、今年度の目標指針としては、より多くの方に参加して頂き、住民参加のまちづくりへと発展させて行きたいといふ主眼のもとに、推進協議会のメンバーを各方面的分野の方にお願いをし参加して頂く事が出来ました。現在会員の数はオブザーバー等の方々を入れて総勢三十七名になりました。今年度第一回推進協議会では新メンバーの委嘱の承認、平成十一年度の二期目として出発をして行きたいとの決意表明、地域連携型市街地計画策定会議の報告、住宅金融公庫特別加算制度適用についての合同会議の報告、まちづくり推進協議会事業計画の検討という事でテーマ別部会の設立について提案があり承認されました。承認されたテーマ別部会は次の通りであります。特別部会、「美濃路イメージデザイン部会」、「町家SURVEY部会」、「歴史・工芸・地場産業部会」の四部会で、この部会活動を軸に今年度は進んで行く事となります。平成十一年度の事業予算額の発表等を協議後、先程承認を得た各部会毎に分かれます。平成十一年度より新しく委員会の出発となりました。これぞのテーマについて活潑なディスカッションがありまして本年度の協議がございました。この会の出発となりました。ここで今年度より新しく委員になられた方々を紹介します。建築士会より、水野威、村上粹野、戸崎知則の三氏、美和町歴史民俗資料館より、鎌倉宗志氏、清洲町よ

り、水谷支部長迄 (常議員 浦野一男) ※連絡先 西支部事務局

『美濃路』のホームページにしてみませんか。

清洲町商工会 社本克巳

私は商工会の立場で参画

させています。参考

画メンバーの皆様は専門分

析

して行くと、西区民祭と各町

の行事があり、その機会を

利用して、美濃路マップの

配布等を通して地元の方々

に、まちづくりのPRをし

て行き、一人でも多くの理

解者、参加者を増やして行

きたいと願っています。や

はりまちづくりはそこに生

活をして居る人々の盛り上

がりがないとうまく行かな

いと思います。その一助と

なればとの思いで今年度も

推進協議会を運営して行き

ます。町づくりに興味のある

方は是非我々と一緒に活

動して行こうではありませんか、お待ちしています。

アドレスは、

http://www.geocities.co.jp/HeartLandKeyaki/7961.

index.htmlです。

なれば嬉しく思います。

アドレ

ス

の

機会に一度、「美濃路」

のホームページにアクセス

してみて下さい。そして、

「美濃路」の街づくりに少し

でも関心を持っていただけ

れば嬉しく思います。

アドレ

ス

の

街づくりの今までの

活動の様子、イメージ

ベースなどの成果品や、美濃路

の中にも、その環境が整つ

てきました。会員の皆様

の中にも、その身の廻りでも、か

なりインターネットが普及

してきました。会員の皆様

の中にも、その環境が整つ

てきました。会員の皆様

の中にも、その環境が整つ

建築基準法解説シリーズ

令第44条の解説

解説担当
馬場富雄

いよいよ来年の六月より建築基準法大改正の柱の一つであります性能規定方式が始まります。それに伴つて現在解説を行つてゐる本構造規定も、かなりの変更があるかも知れませんが、一応その時までは本規定が有効ですのと、その解説を進めてゆきます。もしこの構造規定の変更が発表された場合は、その変更部分について、できるだけくわしく解説する予定です。それでは先回で第四十三条の解説を終りましたので今回は第四十四条の解説を致します。例によつてまず条文を掲げます。

第四十四条(はり等の横架材)

解説 「はり、けたその他の横架材」とありますのは、要するに力学でいう梁材のことを指します。(その他の横架材とは胴差し等のことを指す) 建物の構造材の構成は昔も今も主流は変りません。軸力(圧縮力)を主に受ける柱と曲げモーメント(材をへし折る力)と剪断力を受ける梁とで構成されます。この第四十四条は、その梁についてやつてはいけない事を規定しているのです。まず梁の「中央部附近」とありますのは、梁のどの辺のあたりまでをいうのか考えてみます。建築の構造で梁にかかる荷重の状態は主に第1図の三つに分けて考える事ができます。

(A)(B)(C)の各パターン共、梁の中央部で最大の曲げモーメントが発生していることは確かですが、中央部を離れて、すぐ曲げモーメントは小さくなりません。ではどの位小さくなればよいのかとなりますと、これは非常にむつかしい話になります。しかしなんとか理屈をつけて考えてみますと梁中

央部の最大曲げモーメントの半分以下になれば、曲げモーメントについては梁自身の曲げ耐力にかなりの余裕ができて、たとえ欠込みをつくつてもあまり危険にならないということになります。一応この事を構造計算によって曲げモーメントが半分になると、どの位の深さまで欠込んでよいか、モデル断面形で考えてみます。(梁の剪断力についてはOKと仮定する)

許容欠込み計算例参考
このようにして考えますと先の(A)(B)(C)のパターンで曲げモーメントに要注意の範囲は第2図のようになります。

これでおわかりのように梁の中央部附近といつても相当の範囲を考えなければなりません。逆にいうと中央部附近という表現そのものがあまり適切ではありません。条文が固定している以上、今更どういっても仕方がありませんが、私共は力学的に適切な範囲を考えなければなりません。といふことは中央部附近といつても仕

ても、殆んど梁全長について考えるべきだという事になります。次に「下端に耐力上支障のある欠込み」としてあります。これが大変気になる文章です。このように表現すると、下端は欠込み不可であるが上端は欠込みをやつてもよいといふように読めるのです。この事も一応力学的によく理解をしたいと思います。通常梁の欠込みというと第3回のような三種類になります。

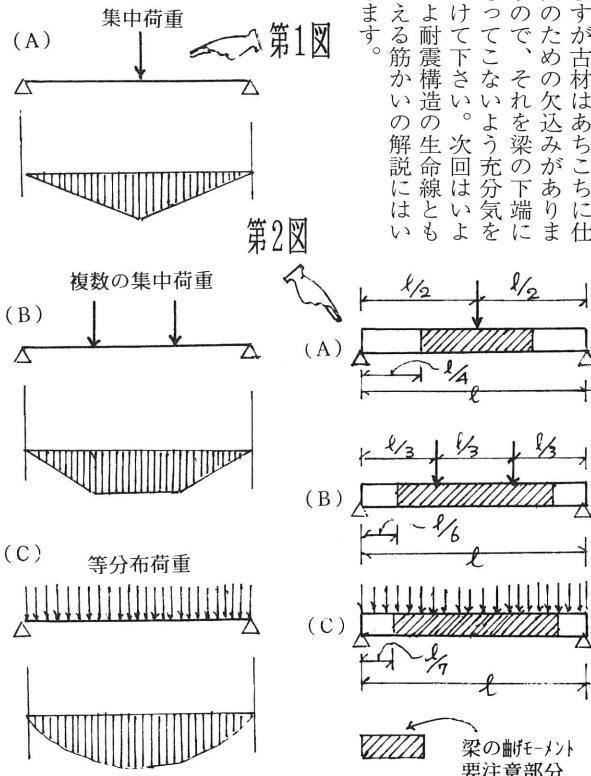
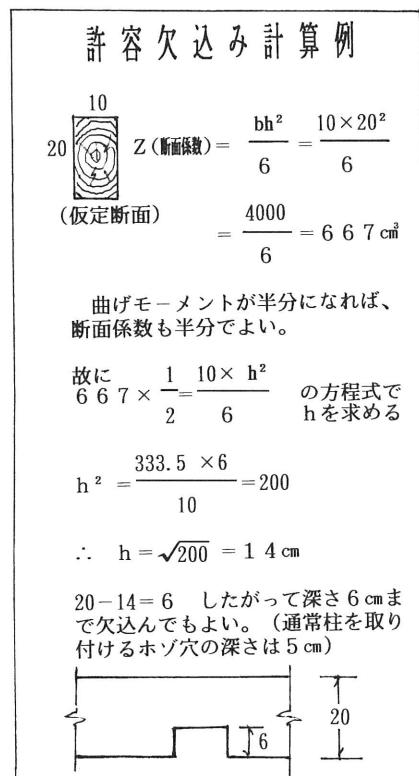
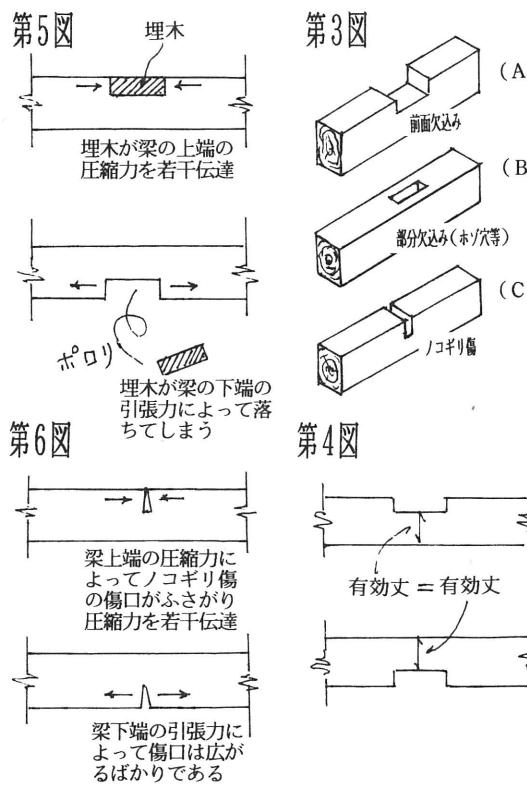
まず(A)のパターンです。(第5図)まずホゾ穴が埋木によつて補強していない場合を考えますと(A)の場合と同じでホゾ穴が上端にあっても下端にあっても梁の有効丈は変らず危険度は全く同じことです。

次に(B)のパターンです。(第5図)まずホゾ穴が埋木によつて補強していない場合を考えますと(A)の場合と同じです。しかし穴が埋木によつて補強してある場合は力学的に差がでてきます。(第5図参照)

最後に(C)パターンの場合は第6図のようになります。

以上の事でおわかりになつたと思いますが(A)(B)(C)共梁下端の欠込みは埋木の効果もなく不利なことばかりですから、この第四十四条は梁下端の欠込みについて特に注意をするようにいつているのです。でも今まで解説した通り梁の上端でも不利になる条件はいくらでもありますから、ゆめゆめ梁の下端は欠込んでいけないが上端は欠込んでよいなどという解釈はしないようにお願ひします。

法律文を一休和尚のようにトンチ解釈をして自慢している方がいらっしゃいますが構造に関しては、そんな事と関係なしに力学の法則に従つて事が起つてきます。力学の自然法則をよく理解している事が大事で



この「めいせい」の編集会議（広報委員会）の案内も、今年度は広報委員長からEメールによって行わねばならない。また、新企画「私の一言」もご案内通り、Eメールでの受付も可能になつてゐる。

編集後記

また不況の中、地元人気
球団の優勝は、大きな経済
効果をもたらしてくれるで
ある。

星野ドラゴンズの「粘り強い野球」は、地域を明るくし、明日への活力を与えてくれた。

世、六月に一日だけその座を阪神に譲つたものの、スタートからゴールまで首位をひた走り、見事優勝を果してしまった。

ドラゴンズの十一年ぶりの優勝である。

を迎える事であつたが、
そんな大きな事件、事故
が頻発する中、明るい
ニュースが一つ飛び込んで
きた。それは、飛行機が中止

ところが、取り扱う人間
が、少しでも安易に行えれば
予想外の何と恐ろしい結果

機械は故障し、人はミスを犯すものという考えを前提に、多重防護の安全対策がとられている。

一つは、茨城県東海村
起きた国内初の臨界事故。
原因は人為ミスによるものらしい。最近の原発よ

春夏秋冬

